

製造事業所における危険物質の取扱い(第2次改訂版)  
法改正に対応した修正箇所の新旧対照表

本出版物は、「製造事業所における危険物質の取扱い（第2次改訂版）」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

頁・行	新	旧
p. 40 右 11 行目～	<p>「(1) 許容濃度<sup>1)16)17)</sup> 産業活動の場では、通常の勤務の状態は1日8時間、週40時間程度であるので、そのような平常作業で長期間取り扱っても空气中に含まれる有害性物質により健康上に悪い影響が現れないと判断される暴露濃度が決められており、その値を許容濃度(閾値ともいう。)という。<u>「許容濃度の値は、ACGIH (American Conference of Governmental Industrial Hygienists:米国産業衛生専門官会議) が勧告を行っている値の一つである TLV-TWA に相当している。」</u></p>	<p>「(1) 許容濃度(<u>じょ限量</u>)<sup>1)16)17)</sup> 産業活動の場では、通常の勤務の状態は1日8時間、週40時間程度であるので、そのような平常作業で長期間取り扱っても空气中に含まれる有害性物質により健康上に悪い影響が現れないと判断される暴露濃度が決められており、その値を許容濃度(あるいは<u>じょ限量</u>または閾値ともいう。)という。<u>高圧ガス保安法で定められている「じょ限量」の値は ACGIH (American Conference of Governmental Industrial Hygienists:米国産業衛生専門官会議) が勧告を行っている許容濃度値の一つである TLV-TWA に相当している。」</u></p>
p. 40 右 25 行目～	<p>「なお、高圧ガス保安法の一般高圧ガス保安規則およびコンビナート等保安規則では、33 種類のガスおよび<u>その他のガスであって、毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物を「毒性ガス」として定義しており、毒性ガスにおいては、「許容濃度」の値をガス漏えい検知警報設備の警報設定値などに利用している。」</u></p>	<p>「なお、高圧ガス保安法の一般高圧ガス保安規則およびコンビナート等保安規則では、33 種類のガスおよび<u>それ以外のガスでじょ限量が 200 ppm 以下の物質を「毒性ガス」として定義している。」</u></p>